

議案第 156 号

前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正について

令和 5 年 1 1 月 2 9 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年前橋市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 9 項」を「同条第 10 項」に改める。

第 35 条第 3 項後段中「「同号に掲げる小学校就学前子どもの」とあるのは「同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの」と、」を削る。

第 36 条第 3 項後段中「第 6 条第 2 項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設）」と、」を加え、「法第 19 条第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに」を「同条第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの」とあるのは「同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。